

川崎市こども未来局会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、こども未来局が所管する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。

(給料又は基本報酬の額)

第3条 月額で支給する会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、別表第2に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数(採用の日前3年間の範囲内に限る。)を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

(半日単位の年次休暇)

第4条 会計年度任用職員は、半日を単位として年次休暇を受けることができる。

2 半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、別表第3に定める会計年度任用職員については、当該別表に定める時刻で区分するものとする。

(委任)

第5条 川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定

めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月5日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

(経過措置)

- 2 この改正要綱の適用の日前に改正前の要綱第2条第2項の規定により、勤務時間の変更を行っている会計年度任用職員については、任用期間満了の日までの間、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
保育料徴収指導・利用調整支援員	(1)保育料滞納者に対する指導、助言及び徴収に関する業務 (2)関係機関等との連絡調整に関すること (3)その他必要な業務	5	保育・幼児教育部 保育対策課	保育・幼児教育部 保育対策課	28時間45分	9:30~16:15(休憩12:00~13:00)又は14:15~20:00	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
保育相談員	(1)保育従事職員への指導、助言、援助に関する業務 (2)その他必要な業務	4	保育・子育て推進部 運営支援・人材育成担当	保育・子育て推進部 運営支援・人材育成担当	24時間	9:00~16:00(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
保育運営業務会計年度任用職員	(1)保育園会計年度任用職員の任用等に関する業務 (2)その他必要な業務	1	保育・子育て推進部 運営管理・子育て支援担当	保育・子育て推進部 運営管理・子育て支援担当	29時間	9:00~17:15(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
幼児教育相談員	(1)私立幼稚園の巡回相談に関する業務 (2)特別支援教育に関する業務 (3)その他必要な業務	2	保育・幼児教育部 幼児教育担当	保育・幼児教育部 幼児教育担当	28時間45分	9:30~16:15(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
児童手当業務会計年度任用職員	(1)児童手当の認定、支給、電話対応に関する業務 (2)児童手当、児童扶養手当における債権督促、催告に関する業務 (3)その他必要な業務	2	児童家庭支援・虐待対策室	児童家庭支援・虐待対策室	28時間45分	(1)週5日勤務 9:30~16:15(休憩12:00~13:00) (2)週4日勤務 9:00~17:15(うち1日は9:00~17:00)(休憩12:00~13:00) "	月曜日から金曜日までの週5日又は月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日及び日曜日又は土曜日、日曜日及び月曜日
母子父子寡婦福祉資金償還指導員	(1)母子父子寡婦福祉資金貸付金償還者に対する償還指導に関する業務 (2)母子父子寡婦福祉資金の債権管理に関する業務 (3)母子父子寡婦福祉資金	4	児童家庭支援・虐待対策室	児童家庭支援・虐待対策室	28時間45分	8:30~15:15(休憩12:00~13:00)又は10:30~17:15(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日

	の相談、助言、指導に関する業務 (4)その他必要な業務							
児童扶養手当等債権対策指導員	(1)児童扶養手当等返還金対象者に対する返還指導 (2)その他必要な業務	1	児童家庭支援・虐待対策室	児童家庭支援・虐待対策室	28時間45分	9:30~16:15(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
ひとり親家庭支援業務会計年度任用職員	(1)ひとり親家庭支援に関する業務 (2)その他必要な業務	1	児童家庭支援・虐待対策室	児童家庭支援・虐待対策室	28時間45分	9:00~17:15(休憩12:00~13:00)うち1日9:00~17:00(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
母子保健業務会計年度任用職員	(1)妊婦健康診査に関する業務 (2)その他必要な業務	1	児童家庭支援・虐待対策室	児童家庭支援・虐待対策室	28時間45分	(1)週4日勤務 8:30~17:15のうち、7時間15分(うち1日は7時間)(休憩 12:00~13:00) (2)週5日勤務 8:30~17:15のうち、5時間45分(休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週5日又は月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日及び日曜日
母子訪問指導事業等会計年度任用職員	(1)こんにちは赤ちゃん訪問実施の事務に関する業務 (2)広告事業調整他帳票等の調達配布に関する業務 (3)訪問員の研修、委嘱に関する業務 (4)その他必要な業務	1	児童家庭支援・虐待対策室	児童家庭支援・虐待対策室	28時間45分	(1)週4日勤務 8:30~17:15のうち、7時間15分(うち1日は7時間)(休憩 12:00~13:00) (2)週5日勤務 8:30~17:15のうち、5時間45分(休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週5日又は月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日及び日曜日
新生児聴覚検査事業会計年度任用職員	(1)新生児聴覚検査事業に関する業務 (2)その他必要な業務	1	児童家庭支援・虐待対策室	児童家庭支援・虐待対策室	28時間45分	(1)週4日勤務 8:30~17:15のうち、7時間15分(うち1日は7時間)(休憩 12:00~13:00) (2)週5日勤務 8:30~17:15のうち、5時間45分(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週5日又は月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日及び日曜日

子育て支援コーディネーター	(1)こんにちは赤ちゃん訪問の実施及び事後処理に関する業務 (2)訪問員の研修、委嘱に関する業務 (3)その他必要な業務	7	児童家庭支援・虐待対策室	各区地域みまもり支援センター地域支援課	29時間又は28時間45分	(1)週4日勤務 8:30～17:15のうち、7時間15分(うち1日は7時間)(休憩 12:00～13:00) (2)週5日勤務 8:30～17:15のうち、5時間45分(休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までの週5日又は月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日及び日曜日又は土曜日、日曜日及び指定する曜日
母子保健コーディネーター	(1)妊娠届の受理、母子健康手帳の交付に関する業務 (2)妊娠期から子育て期までの育児に関する相談を中心とした健康相談及び保健指導 (3)母子保健情報管理システムへの入力に関する業務 (4)その他必要な業務	17	児童家庭支援・虐待対策室	各区地域みまもり支援センター地域支援課、地区健康福祉ステーション	29時間又は28時間45分	(1)週4日勤務 8:30～17:15のうち、7時間15分(うち1日は7時間)(休憩 12:00～13:00) (2)週5日勤務 8:30～17:15のうち、5時間45分(休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までの週5日又は月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日及び日曜日又は土曜日、日曜日及び指定する曜日
子どもの権利施策専門調査員	(1)子どもの権利施策に係る研修・指導に関する業務 (2)いじめ総合調査委員会に関する業務 (3)子どもの権利委員会に関する業務 (4)その他必要な業務	1	青少年支援室	青少年支援室	29時間	9:00～17:15(休憩 12:00～13:00)又は12:30～20:45(休憩 15:45～16:45)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
川崎市児童家庭支援・虐待対策室会計年度任用職員	(1)児童相談システムにおける事業者・児童相談所・区との調整に関する業務 (2)中部児童相談所建替えに関する業務 (3)その他必要な業務	1	児童家庭支援・虐待対策室	児童家庭支援・虐待対策室	28時間45分	9:15～16:00(休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
川崎市児童家庭支援・虐待対策室会計年度任用職員(連携推進)	(1)児童相談等に関わる各種研修の運営に関する業務 (2)各種会議体の運営に関する業務 (3)その他必要な業務	1	児童家庭支援・虐待対策室	児童家庭支援・虐待対策室	28時間45分	8:30～15:15(休憩 12:00～13:00) 9:15～16:00(休憩 12:00～13:00) 10:30～17:15(休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日

女性相談支援員	(1) 困難な問題を抱える女性の相談、一時保護、自立支援に関する業務 (2) 配偶者等からの暴力による被害者の相談、一時保護、自立支援に関する業務 (3) その他必要な業務	11	児童家庭支援・虐待対策室	児童家庭支援・虐待対策室、各区域地域みまもり支援センター地域支援課、地区健康福祉ステーション	28時間 45分	9:15~16:00(休憩 12:00~13:00) 10:15~17:00(休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
産婦健康診査事業会計年度任用職員	(1) 産婦健康診査事業に関する業務 (2) その他必要な業務	1	児童家庭支援・虐待対策室	児童家庭支援・虐待対策室	28時間 45分	(1) 週4日勤務 8:30~17:15のうち、7時間15分(うち1日は7時間)(休憩 12:00~13:00) (2) 週5日勤務 8:30~17:15のうち、5時間45分(休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までの週5日又は月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日及び日曜日又は土曜日、日曜日及び指定する曜日
児童相談所相談員	(1) 保護者、児童との面接に関する業務 (2) 関係機関等との連絡調整に関する業務 (3) 児童虐待に関する電話相談、保護者面談、家庭訪問等に関する業務 (4) その他必要な業務	2	南部児童相談所	南部児童相談所	29時間	9:00~17:15(休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
	(1) 保護者、児童との面接に関する業務 (2) 関係機関等との連絡調整に関する業務 (3) 児童虐待に関する電話相談、保護者面談、家庭訪問等に関する業務 (4) その他必要な業務	2	中部児童相談所	中部児童相談所	29時間	9:00~17:15(休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
	(1) 保護者、児童との面接に関する業務 (2) 関係機関等との連絡調	2	北部児童相談所	北部児童相談所	29時間	9:00~17:15(休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4	土曜日、日曜日及び指定する曜日

	<p>整に関する業務</p> <p>(3)児童虐待に関する電話相談、保護者面談、家庭訪問等に関する業務</p> <p>(4)その他必要な業務</p>						日	日
児童相談所 一時保護所 夜間児童指導員	<p>(1)一時保護所入所児童の夜間の生活指導に関する業務</p> <p>(2)関係機関との連絡調整に関する業務</p> <p>(3)施設の維持・管理に関する業務</p> <p>(4)その他必要な業務</p>	18	南部児童相談所	南部児童相談所	29時間	16:30～翌朝9:00(休憩 22:00～5:00の間に2時間)	1週間のうち4日	勤務が振りられない日
	<p>(1)一時保護所入所児童の夜間の生活指導に関する業務</p> <p>(2)関係機関との連絡調整に関する業務</p> <p>(3)施設の維持・管理に関する業務</p> <p>(4)その他必要な業務</p>	14	中部児童相談所	中部児童相談所	29時間	16:30～翌朝9:00(休憩 22:00～5:00の間に2時間)	1週間のうち4日	勤務が振りられない日
児童虐待専門相談員	<p>(1)児童虐待相談に関する業務</p> <p>(2)虐待通告に対する初動調査に関する業務</p> <p>(3)児童虐待の進行管理に関する業務</p> <p>(4)各種研修・要保護児童対策地域協議会に関する業務</p> <p>(5)立入調査、臨検・捜索への立ち合い</p> <p>(6)その他必要な業務</p>	4	南部児童相談所	南部児童相談所	29時間	9:00～17:15(休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日

	<p>(1) 児童虐待相談に関する業務</p> <p>(2) 虐待通告に対する初動調査に関する業務</p> <p>(3) 児童虐待の進行管理に関する業務</p> <p>(4) 各種研修・要保護児童対策地域協議会に関する業務</p> <p>(5) 立入調査、臨検・捜索への立ち合い</p> <p>(6) その他必要な業務</p>	2	中部児童相談	中部児童相談所	29時間	9:00～17:15(休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
	<p>(1) 児童虐待相談に関する業務</p> <p>(2) 虐待通告に対する初動調査に関する業務</p> <p>(3) 児童虐待の進行管理に関する業務</p> <p>(4) 各種研修・要保護児童対策地域協議会に関する業務</p> <p>(5) 立入調査、臨検・捜索への立ち合い</p> <p>(6) その他必要な業務</p>	2	北部児童相談	北部児童相談所	29時間	9:00～17:15(休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
里親専門指導員	<p>(1) 里親への専門相談に関する業務</p> <p>(2) 研修の企画・実施に関する業務</p> <p>(3) 里親制度の普及啓発への取組等に関する業務</p> <p>(4) 里親の交流等に関する業務</p> <p>(5) その他必要な業務</p>	3	南部児童相談所	南部児童相談所	29時間	9:00～17:15(休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日

児童相談所 一時保護所 児童指導員 (週3日)	(1)一時保護 所入所児童の 日中における 生活指導に関 する業務 (2)関係機関と の連絡調整に 関する業務 (3)施設の維 持・管理に関 する業務 (4)その他必要 な業務	9	南 部 児 童 相 談 所	南 部 児 童 相 談 所	21時間 45分	9:00~17:15(休憩 12:00~13:00)	1週 間 のうち3 日	勤 務 が 割 り 振 ら れ な い 日
	(1)一時保護 所入所児童の 日中における 生活指導に関 する業務 (2)関係機関と の連絡調整に 関する業務 (3)施設の維 持・管理に関 する業務 (4)その他必要 な業務	5	中 部 児 童 相 談 所	中 部 児 童 相 談 所	21時間 45分	9:00~17:15(休憩 12:00~13:00)	1週 間 のうち3 日	勤 務 が 割 り 振 ら れ な い 日
児童相談所 一時保護所 児童指導員 (週4日)	(1)一時保護 所入所児童の 日中における 生活指導に関 する業務 (2)関係機関と の連絡調整に 関する業務 (3)施設の維 持・管理に関 する業務 (4)その他必要 な業務	9	南 部 児 童 相 談 所	南 部 児 童 相 談 所	29時間	9:00~17:15(休憩 12:00~13:00)	1週 間 のうち4 日	勤 務 が 割 り 振 ら れ な い 日
	(1)一時保護 所入所児童の 日中における 生活指導に関 する業務 (2)関係機関と の連絡調整に 関する業務 (3)施設の維 持・管理に関 する業務 (4)その他必要 な業務	5	中 部 児 童 相 談 所	中 部 児 童 相 談 所	29時間	9:00~17:15(休憩 12:00~13:00)	1週 間 のうち4 日	勤 務 が 割 り 振 ら れ な い 日
児童相談所 一時保護所 学習専門指 導員	(1)一時保護 所入所児童の 学習指導に関 する業務 (2)学習プログ ラムの調整に 関する業務 (3)その他必要	4	南 部 児 童 相 談 所	南 部 児 童 相 談 所	29時間	8:30~16:45(休憩 12:00~13:00)	月 曜 日 から 金 曜 日 まで の うち 週 4 日	土 曜 日、日 曜 日 及 び 指 定 す る 曜 日

	な業務							
	(1)一時保護所入所児童の学習指導に関する業務 (2)学習プログラムの調整に関する業務 (3)その他必要な業務	3	中部児童相談所	中部児童相談所	29時間	8:30~16:45(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
児童相談所一時保護所用務員(週3日)	(1)一時保護所入所児童の衣服等の洗濯に関する業務 (2)施設内の清掃、維持・管理に関する業務 (3)その他必要な業務	1	南部児童相談所	南部児童相談所	21時間45分	9:00~17:15(休憩12:00~13:00)	1週間のうち3日	勤務が割り振られない日
	(1)一時保護所入所児童の衣服等の洗濯に関する業務 (2)施設内の清掃、維持・管理に関する業務 (3)その他必要な業務	2	中部児童相談所	中部児童相談所	21時間45分	9:00~17:15(休憩12:00~13:00)	1週間のうち3日	勤務が割り振られない日
児童相談所一時保護所用務員(週4日)	(1)一時保護所入所児童の衣服等の洗濯に関する業務 (2)施設内の清掃、維持・管理に関する業務 (3)その他必要な業務	2	南部児童相談所	南部児童相談所	29時間	9:00~17:15(休憩12:00~13:00)	1週間のうち4日	勤務が割り振られない日
	(1)一時保護所入所児童の衣服等の洗濯に関する業務 (2)施設内の清掃、維持・管理に関する業務 (3)その他必要な業務	1	中部児童相談所	中部児童相談所	29時間	9:00~17:15(休憩12:00~13:00)	1週間のうち4日	勤務が割り振られない日
南部児童相談所看護師会計年度任用職員	(1)医師の診察補助に関する業務 (2)医療補助に関する業務 (3)関係者、関係機関との連絡調整に関する業務	1	南部児童相談所	南部児童相談所	29時間	9:00~17:15(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日

	(4)乳児、障害児等の施設入所調整の支援等に関する業務 (5)その他必要な業務							
児童相談所一時保護所心理療法担当会計年度任用職員	(1)一時保護所入所児童の心理療法に関する業務 (2)一時保護所職員に対する助言、支援に関する業務 (3)その他必要な業務	1	南部児童相談所	南部児童相談所	29時間	9:00~17:15(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
	(1)一時保護所入所児童の心理療法に関する業務 (2)一時保護所職員に対する助言、支援に関する業務 (3)その他必要な業務	1	中部児童相談所	中部児童相談所	29時間	9:00~17:15(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
児童相談所一時保護所栄養指導会計年度任用職員(南部児童相談所)	(1)一時保護所入所児童の栄養管理、指導に関する業務 (2)その他必要な業務	1	南部児童相談所	南部児童相談所	29時間	10:30~18:45(休憩13:00~14:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
児童相談所一時保護所栄養指導会計年度任用職員(中部児童相談所)	(1)一時保護所入所児童の栄養管理、指導に関する業務 (2)その他必要な業務	1	中部児童相談所	中部児童相談所	29時間	9:00~17:15(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
児童相談所自動車運転手会計年度任用職員	(1)児童移送に関する業務 (2)その他必要な業務	1	南部児童相談所	南部児童相談所	29時間	9:00~17:15(休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日

<p>児童虐待対応協力員</p>	<p>(1)児童虐待の調査、統計、進行管理等に関する業務 (2)児童虐待防止センターに関する業務 (3)関係機関等との連絡調整に関する業務 (4)施設への支援の同行等に関する業務 (5)その他必要な業務</p>	<p>2</p>	<p>南部児童相談所</p>	<p>南部児童相談所</p>	<p>29時間</p>	<p>9:00~17:15(休憩 12:00~13:00)</p>	<p>月曜日から金曜日までのうち週4日</p>	<p>土曜日、日曜日及び指定する曜日</p>
------------------	---	----------	----------------	----------------	-------------	---------------------------------------	-------------------------	------------------------

児童相談所 相談支援業 務指導員	(1)児童相談に対する指導等に関する業務 (2)児童相談所職員からの相談及び育成指導に関する業務 (3)関係機関等との連絡調整に関する業務 (4)児童相談所全体の運営及び人材育成に関わる専門的な助言指導に関する業務 (5)その他必要な業務	1	南部児童相談所	南部児童相談所	29時間	9:00~17:15(休憩 1 2:00~13:00)	月曜日 から金曜日 までのうち 週4日
	(1)児童相談に対する指導等に関する業務 (2)児童相談所職員からの相談及び育成指導に関する業務 (3)関係機関等との連絡調整に関する業務 (4)児童相談所全体の運営及び人材育成に関わる専門的な助言指導に関する業務 (5)その他必要な業務	1	中部児童相談所	中部児童相談所	15時間30分	8:30~17:15(休憩 1 2:00~13:00)	月曜日 から金曜日 までのうち 週2日
	(1)児童相談に対する指導等に関する業務 (2)児童相談所職員からの相談及び育成指導に関する業務 (3)関係機関等との連絡調整に関する業務 (4)児童相談所全体の運営及び人材育成に関わる専門的な助言指導に関する業務 (5)その他必要な業務	1	北部児童相談所	北部児童相談所	15時間30分	8:30~17:15(休憩 1 2:00~13:00)	月曜日 から金曜日 までのうち 週2日

備考 勤務日が休日に該当した場合に特に勤務することを命ずる職については、別表の付表に定めるところによる。

別表第 1 の付表

休日に特に勤務することを命ずる職

職名	特に勤務することを命ずる休日
児童相談所一時保護所夜間児童指導員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日
児童相談所一時保護所児童指導員（週 3 日）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日
児童相談所一時保護所児童指導員（週 4 日）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日
児童相談所一時保護所用務員（週 3 日）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日
児童相談所一時保護所用務員（週 4 日）	勤務日が休日に該当した場合の当該休日

別表第 2（第 3 条関係）

会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲

職名	ランク	相当する表級号の範囲
保育料徴収指導・利用調整支援員	E	行政職給料表（1）1 級 2 4 号給～2 9 号給
保育相談員	A	行政職給料表（1）2 級 5 6 号給～6 1 号給
保育運営業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1 級 2 4 号給～2 9 号給
幼児教育相談員	A	行政職給料表（1）2 級 5 6 号給～6 1 号給
児童手当業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1 級 2 4 号給～2 9 号給
母子父子寡婦福祉資金償還指導員	E	行政職給料表（1）1 級 2 4 号給～2 9 号給
児童扶養手当等債権対策指導員	E	行政職給料表（1）1 級 2 4 号給～2 9 号給
ひとり親家庭支援業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1 級 2 4 号給～2 9 号給
母子保健業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1 級 2 4 号給～2 9 号給
母子訪問指導事業等会計年度任用職員	C	行政職給料表（1）2 級 2 5 号給～3 0 号給

新生児聴覚検査事業会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
子育て支援コーディネーター	C	行政職給料表（1）2級25号給～30号給
母子保健コーディネーター	C	行政職給料表（1）2級25号給～30号給
子どもの権利施策専門調査員	非該当	行政職給料表（1）2級41号給～46号給
川崎市児童家庭支援・虐待対策室会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
川崎市児童家庭支援・虐待対策室会計年度任用職員（連携推進）	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
女性相談支援員	非該当	行政職給料表（1）2級56号給～61号給
産婦健康診査事業会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
児童相談所相談員	B	行政職給料表（1）2級33号給～38号給
児童相談所一時保護所夜間児童指導員	C	行政職給料表（1）2級25号給～30号給
児童虐待専門相談員	非該当	行政職給料表（1）2級63号給～68号給
里親専門指導員	B	行政職給料表（1）2級33号給～38号給
児童相談所一時保護所児童指導員（週3日）	C	行政職給料表（1）2級25号給～30号給
児童相談所一時保護所児童指導員（週4日）	C	行政職給料表（1）2級25号給～30号給
児童相談所一時保護所学習専門指導員	B	行政職給料表（1）2級33号給～38号給
児童相談所一時保護所用務員（週3日）	E	行政職給料表（2）1級29号給～34号給
児童相談所一時保護所用務員（週4日）	E	行政職給料表（2）1級29号給～34号給
南部児童相談所看護師会計年度任用職員	B	医療職給料表（2）2級33号給～38号給
児童相談所一時保護所心理療法担当会計年度任用職員	A	行政職給料表（1）2級56号給～61号給
児童相談所一時保護所栄養指導会計年度任用職員（南部児童相談所）	C	医療職給料表（1）2級25号給～30号給
児童相談所一時保護所栄養指導会計年度任用職員（中部児童相談所）	C	医療職給料表（1）2級25号給～30号給
児童相談所自動車運転手会計年度任用職員	E	行政職給料表（2）1級29号給～34号給
児童虐待対応協力員	C	行政職給料表（1）2級25号給～30号給
児童相談所相談支援業務指導員	非該当	行政職給料表（1）4級47号給～52号給

別表第3（第4条関係）

半日を単位とする休暇について

職名	半日単位の年次休暇に対応する区分時間と区分後の勤務時間		
	区分時間	区分後の勤務時間	
		前半	後半
保育料徴収指導・利用調整支援員	9:30～16:15勤務の場合 正午	9:30～12:00(2時間30分)	13:00～16:15(3時間15分)
	14:15～20:00勤務の場合 17時	14:15～17:00(2時間45分)	17:00～20:00(3時間)
保育運営業務会計年度任用職員	14時	9:00～14:00(4時間) (休憩:12:00～13:00)	14:00～17:15(3時間15分)
児童手当業務会計年度任用職員	9:30～16:15勤務の場合 正午	9:30～12:00(2時間30分)	13:00～16:15(3時間15分)
	9:00～17:15勤務の場合 14時	9:00～14:00(4時間) (休憩:12:00～13:00)	14:00～17:15(3時間15分)
	9:00～17:00勤務の場合 14時	9:00～14:00(4時間) (休憩:12:00～13:00)	14:00～17:00(3時間)
母子父子寡婦福祉資金償還指導員	8:30～15:15勤務の場合 11時	8:30～11:00(2時間30分)	11:00～15:15(3時間15分) (休憩12:00～13:00)
	10:30～17:15勤務の場合 14時	10:30～14:00(2時間30分) (休憩12:00～13:00)	14:00～17:15(3時間15分)
ひとり親家庭支援業務会計年度任用	9:00～17:15勤務の場合 14時	9:00～14:00(4時間) (休憩12:00～13:00)	14:00～17:15(3時間15分)
	9:00～17:00勤務の場合 13時30分	9:00～13:30(3時間30分) (休憩12:00～13:00)	13:30～17:00(3時間30分)
新生児聴覚検査事業会計年度任用職員	原則 正午	任用条件による	任用条件による
子育て支援コーディネーター	原則 正午	任用条件による	任用条件による
母子保健コーディネーター	原則 正午	任用条件による	任用条件による
子どもの権利施策専門調査員	14時	9:00～14:00(4時間) (休憩:12:00～13:00)	14:00～17:15(3時間15分)
	15時45分	12:30～15:45(3時間15分)	16:45～20:45(4時間)

川崎市児童家庭支援・虐待対策室会計年度任用職員(連携推進)	8:30~15:15勤務の場合 11時	8:30~11:00(2時間30分)	11:00~15:15(3時間15分)(休憩12:00~13:00)
	9:15~16:00勤務の場合 正午	9:15~12:00(2時間45分)	13:00~16:00(3時間)
	10:30~17:15勤務の場合 14時	10:30~14:00(2時間30分)(休憩12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
女性相談支援員	9:15~16:00勤務の場合 正午	9:15~12:00(2時間45分)	13:00~16:00(3時間)
	10:15~17:00勤務の場合 14時	10:15~14:00(2時間45分)(休憩12:00~13:00)	14:00~17:00(3時間00分)
産婦健康診査事業会計年度任用職員	原則 正午	任用条件による	任用条件による
児童相談所相談員	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
児童相談所一時保護所夜間児童指導員	20時	16:30~20:00(3時間30分)	20:00~23:30(3時間30分)
	5時30分	1:30~5:30(4時間)	5:30~9:00(3時間30分)
児童虐待専門相談員	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
里親専門指導員	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
児童相談所一時保護所児童指導員(週3日)	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
児童相談所一時保護所児童指導員(週4日)	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
児童相談所一時保護所用務員(週3日)	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
児童相談所一時保護所用務員(週4日)	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
南部児童相談所看護師会計年度任用職員	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
児童相談所一時保護所心理療法担当会計年度任用職員	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
児童相談所一時保護所栄養指導会計年度任用職員(南部児童相談所)	15時	10:30~15:00(3時間30分)(休憩:13:00~14:00)	15:00~18:45(3時間45分)
児童相談所一時保護所栄養指導会計年度任用職員(中部児童相談所)	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
児童相談所自動車運転手会計年度任用職員	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
児童虐待対応協力員	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)
児童相談所相談支援業務指導員(南部児童相談所)	14時	9:00~14:00(4時間)(休憩:12:00~13:00)	14:00~17:15(3時間15分)